

第8章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

第8章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

1. 目標数値設定にあたって

(1) 目標設定の背景

障害者総合支援法には、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するという基本理念が掲げられています。

本計画では、この理念を踏まえ、国が定める基本指針に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」等に関する平成 32 年度末における数値目標を定めます。

(2) 当事者の意向の尊重

目標と目標数値の最低水準は、国の指針によって定められています。

これらは計画の理念を達成するための数値目標であり、本市の障がい者の意向に反してまで目標数値を達成しようとすることはあってはなりません。当事者の意向を第一に踏まえ、取組を推進していきます。

2. 障がい福祉サービス等に関する数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者基本法改正法では、「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」と規定されています。

暮らしの場においても、障がい者の自己決定権を擁護していく必要があることから、国の指針では、施設入所者の地域生活への移行を支援し、平成 28 年度末時点における施設入所者の9%以上を平成 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から2%以上削減することとされています。

実態調査の結果によると、施設に入所している障がい者のうち、病院や施設以外で暮らしたいとの希望がある方の割合は 39.0%となっており、約4割の施設入所者が地域で暮らしたいという希望を持っていることが分かります。一方、地域で暮らしたいと回答した障がい者の74.9%は「家族や親族と一緒に暮らしたい」という意向を持っており、「施設から地域へ」という流れの中で、家族へ負担を強いることにならないように、障がい者が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現できるように、各種サービスの充実も同時に進めていく必要があるといえます。

①平成 28 年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

平成 32 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 % 以上が地域生活へ移行することを基本。【国指針】

【目標】 地域生活移行者数

	割合 (%)
6 人	10.0%
	(9 %以上)

②平成 28 年度末時点と比較した施設入所者の減少数

平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 % 以上削減することを基本。【国指針】

平成 28 年度末時点の施設入所者数

60 人	(A)
------	-----

【目標】 目標年度入所者数

58 人	(B)
------	-----

【目標】 削減見込 (A－B)

(A)－(B)	割合 (%)
2 人	3.3%
	(2 %以上)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要があります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

①市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置【新規】

平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。【国指針】

【目標】市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場を 1 か所設置する。

（３）地域生活支援拠点等の整備

地域には、障がい児・者を支える様々な資源が存在します。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要となります。

地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本。【国指針】

【目標】地域生活支援拠点等を 1 か所整備する。

（４）福祉施設から一般就労への移行

実態調査の結果によると、現時点での未就労者に占める就労意欲のある障がい者は 32.1%となっています。

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、関係機関とも連携し、障がい者が一般就労できるよう取り組んでいくことが大切です。

本計画では、国の指針に基づき、平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを目標とします。

また、平成 32 年度中に就労移行支援事業等の利用者数が平成 28 年度末実績から 2 割以上増加することを目指すとともに、就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目標とします。

さらに、平成 30 年度から新設される就労定着支援については、国の指針に基づき、各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80% 以上とすることを目標とします。

①就労移行支援事業所等を通じて、平成 32 年度中に一般就労する者の数

平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本。

【国指針】

項 目	数 値	備 考
年間一般就労移行者数 (平成 28 年度)	6	(A)
【目標】年間一般就労移行者数 (平成 32 年度)	9	A の 1.5 倍以上

②就労支援事業の利用者数等

1) 就労移行支援事業の利用者数

平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。【国指針】

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度末までの就労移行支援事業 利用者数 (累計)	16	(B)
【目標】就労移行支援事業利用者数	20	B の 2 割以上 (平成 32 年度末)

2) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。【国指針】

項 目	数 値	備 考
【目標】就労移行率 30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	100.0%	50%以上

3) 就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率【新規】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本。【国指針】

項 目	数 値	備 考
【目標】就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率（平成31年度）	80.0%以上	80%以上
【目標】就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率（平成32年度）	80.0%以上	

※対象：就労移行支援事業等（生活介護，自立訓練，就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した者

（5）障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため，平成32年度末までの設置に向けて検討します。

また，障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため，児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより，平成32年度末までに，保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を図ります。

①重層的な地域支援体制の構築

平成32年度末までに，児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本。また，平成32年度末までに，全ての市町村において，保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本。
【国指針】

【目標】児童発達支援センターを1か所設置する。（実施済）

【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。（実施済）

②重症心身障がい児等への支援体制確保

1) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域で少なくとも 1 か所以上確保することを基本。【国指針】

【目標】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を 1 か所確保する。

2) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数

平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域で少なくとも 1 か所以上確保することを基本。【国指針】

【目標】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を 1 か所確保する。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【新規】

平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本。【国指針】

【目標】保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を 1 か所設置する。

3. 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

①訪問系サービスサービスの内容と実施の見込み

居宅介護

居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
時間/月	830	921	759	952	980	1,008
人/月	61	63	66	68	70	72

重度訪問介護

重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
時間/月	313	325	304	471	471	471
人/月	2	2	2	3	3	3

同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
時間/月	40	47	59	112	136	160
人/月	4	7	11	14	17	20

行動援護

重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
時間/月	38	31	26	40	48	56
人/月	4	4	4	5	6	7

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
時間/月	0	0	0	124	124	124
人/月	0	0	0	1	1	1

②利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成27～28年度は3月の利用実績、平成29年度は9月の利用実績です。
- 居宅介護については、利用実績から見込量を推計しました。
- 重度訪問介護については、利用実績をもとに、1名の増加としました。
- 同行援護については、利用実績の傾向から、増加見込みとしました。
- 行動援護については、利用実績をもとに、1名ずつの増加としました。
- 重度障害者等包括支援については、現在まで利用者はいませんが、本計画においては、支給量確保の観点から1名の利用を見込みました。

③見込量を確保するための方策

- 個々の障がい者にふさわしいサービス提供事業者を選ぶことのできるように情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進します。
- 必要としている障がい者に十分なアプローチができていない面もあると考えられるため、相談支援事業の強化を行う必要があります。

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

①サービスの内容と実施の見込み

生活介護

常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行ったりします。

単位	第４期（実績）			第５期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
人日/月	2,313	2,381	2,325	2,560	2,620	2,680
人/月	116	122	125	128	131	134

自立訓練（機能訓練）

障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。

単位	第４期（実績）			第５期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
人日/月	0	0	0	23	23	23
人/月	0	0	0	1	1	1

自立訓練（生活訓練）

単位	第４期（実績）			第５期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
人日/月	44	111	167	250	300	350
人/月	2	4	7	10	12	14

就労移行支援

就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	232	325	202	285	380	475
人/月	11	16	15	15	20	25

就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇用型）とB型（非雇用型）の類型があります。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	2,778	2,935	2,986	3,000	3,100	3,200
人/月	134	145	158	150	155	160

就労継続支援（B型）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	1,814	1,908	2,028	2,400	2,600	2,800
人/月	87	94	110	120	130	140

就労定着支援

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月				2	3	3

療養介護

医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月	13	13	13	13	14	14

短期入所（福祉型）

居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	94	104	128	150	162	180
人/月	17	18	22	25	27	30

短期入所（医療型）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	15	15	11	25	30	35
人/月	4	3	3	5	6	7

②利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成27～28年度は3月の利用実績、平成29年度は9月の利用実績です。
- 生活介護については、新規事業者の参入を考慮し、利用者数を推計しました。
- 自立訓練（機能訓練）については、事業所自体が県下において極めて少ないため、利用実績がありません。自立訓練（生活訓練）については、平成29年に新規事業所の開設があり、増加を見込んでいます。
- 就労移行支援については、市内に移行支援事業所自体が少ないため、利用者は伸びていませんが、障がい者千五百人雇用を目指して、一般就労を進めていくため、年間5人の利用増を見込みます。
- 就労継続支援（A型）は、障がい者千五百人雇用を目指して就労を進めていくため、年5人の利用増を見込みます。なお、就労継続支援（A型）については、経営の健全化が課題となっており、事業所の新設や定員増加に慎重な対応が必要な状況であることから、本計画における平成32年度の見込量については、前回計画より

縮小した見込量としています。

- 就労継続支援(B型)は、利用実績が増加していくものと考えられます。本計画における平成32年度の見込量については、障がい者千五百人雇用を目指して3年間で20人程度の増加を見込みます。
- 療養介護については、平成29年度は13名の利用があり、今後の増加は3年間に1人と見込みます。
- 短期入所については、平成29年9月現在の支給決定者数は109名です。利用に備え、見込量を確保する必要がありますが、利用実績から福祉型については1年に2～3人の増加、医療型については1年に1人の増加を見込みました。

③見込量を確保するための方策

- 生活介護については、個々の障がい者にあった事業所を選択することができるよう、広く情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進します。また、利用者の実態把握に努め、施設との連絡調整の強化に努めます。
- 自立訓練については、今後、サービス提供事業者の動向に注意するとともに、利用者のニーズに合った施設の情報収集に努め、利用調整を進めます。
- 就労移行支援は、一般就労を進める上からも重要な役割を担うサービスと考えられるため、関係機関との連携を密にし、サービスの強化に努める必要があります。また、一般就労を希望する人には、「障がい者千五百人雇用センター」「障がい者就業・生活支援センター」「就労支援ルーム」等の関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。
- 就労継続支援(A型)は、一般就労を進める上からも重要な役割を担うサービスと考えられるため、関係機関との連携を密にし、サービスの強化に努める必要があります。なお、利用を希望する人には、「障がい者千五百人雇用センター」「障がい者就業・生活支援センター」「就労支援ルーム」等の関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。さらには、事業所の経営安定及び利用者の所得向上につながるよう、経営改善や生産性向上に資するセミナー等を開催します。
- 就労継続支援(B型)は、障がい者にとって、適切なサービスを利用することができるよう、事業者や特別支援学校等との連携を強化するとともに、利用者や家族の意向を適切に把握する必要があります。工賃の増加を図る方策を施設事業者とともに考えていく必要があります。利用を希望する人には、「障がい者千五百人雇用センター」「障がい者就業・生活支援センター」等の関係機関との連携を図り、情報提供を含めた必要な支援を行います。
- 療養介護については、予算を確保し、サービスを必要とする場合に対応できるよう努めます。
- 短期入所については、急を要する利用や事情により支給決定量を上回る利用も想定されるため、真に必要な際には適切な対応を行います。

（３）居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

①サービスの内容と実施の見込み

自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、困りごとなどに対して必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は、随時の対応も行います。

単位	第４期（実績）			第５期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
人/月				2	2	1

共同生活援助

障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

単位	第４期（実績）			第５期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
人/月	49	53	53	56	58	60

施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

単位	第４期（実績）			第５期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
人/月	61	60	63	61	59	58

②利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成27～28年度は3月の利用実績，平成29年度は9月の利用実績です。
- 自立生活援助については，平成30年度から新たに始まるサービスで，年1～2名の利用を見込んでいます。
- 共同生活援助については，住まいを確保し，高齢期を迎えても地域で安心して暮らせるよう，施設設置及び利用者の拡大を図ることを前提に，増加見込みとします。
- 施設入所支援については，国の削減指針があることから減少見込みとしています。

③見込量を確保するための方策

- 共同生活援助については，障がいの程度に応じて，援助を受けながら地域で生活できる共同生活援助(グループホーム)の整備を推進するために，情報提供や相談など，事業者へ必要な支援を行います。
- 施設入所支援については，地域で自立した生活が困難な利用者の意向を尊重し，必要なサービスが受けられるよう，事業者との連絡調整を行います。また，入所を必要とする障がい者やその家族に，入所施設に関する情報提供や施設入所利用調整に関する支援を行います。

(4) 相談支援

相談支援とは，障がい者等，障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ，必要な情報の提供や助言，サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか，サービス等利用計画作成や地域移行支援，地域定着支援等を行うものです。

①サービスの内容と実施の見込み

計画相談支援

障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い，一定期間ごとに見直しを行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月	90	99	106	100	100	100

地域移行支援

入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月	0	0	1	2	2	1

地域定着支援

居宅において、単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月	4	4	4	6	8	9

②利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成27～28年度は3月の利用実績、平成29年度は9月の利用実績です。
- 計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する全員が対象となることから、これらの必要量を見込みました。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、施設入所支援からのサービス変更を見込みました。

③見込量を確保するための方策

- 利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、総社市地域自立支援協議会を核として指定相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などとの連携・協力を進め、相談支援体制の強化に取り組みます。
- 24時間体制の相談支援について検討する必要があります。
- サービス事業者に対し参入を促し、事業者の確保に努めるとともに、適切なサービス利用計画が立てられるよう、地域自立支援協議会等とともに取り組みます。

（５）障がい児相談支援・障がい児通所支援・障がい児入所支援

障がい児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障がい児相談支援」と「障がい児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障がい児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

①サービスの内容と実施の見込み

障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障がい児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

単位	第４期（実績）			第５期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
人/月	38	62	89	70	75	80

児童発達支援

身近な地域で就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。

単位	第４期（実績）			第５期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
人日/月	1,428	1,560	1,853	2,000	2,100	2,200
人/月	209	223	269	285	300	315

医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある幼児に対して児童発達支援及び治療を行います。

単位	第４期（実績）			第５期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
人日/月	18	0	0	20	20	20
人/月	3	0	0	5	5	5

放課後等デイサービス

学齢期の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	417	646	756	850	900	950
人/月	94	139	159	170	180	190

保育所等訪問支援

障がい児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所など集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障がい児の集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	0	1	5	10	10	10
人/月	0	1	5	10	10	10

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるように障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月				5	5	5
人/月				1	1	1

②利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成27～28年度は3月の利用実績、平成29年度は9月の利用実績です。
- 障がい児相談支援、障害児通所支援については、過去の利用者数の増加傾向をふまえ、いずれのサービスも利用増加を考慮して推計しました。
- 居宅訪問型児童発達支援については、平成30年度から開始されるサービスであるため、本計画では支給量確保の観点から1名の利用を見込みました。

③見込量を確保するための方策

- 個々の障がい児にふさわしいサービス提供者を選ぶことのできるよう、利用者に情報提供を行います。
- 児童の成長を実感できるサービスの提供に結びつくよう、相談支援事業所、サービス提供事業所との連絡調整の強化に努めます。

(6) 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置【新規】

医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にあります。障がい児通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がされていないこと等により、医療的ケア児の受け入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、障がい児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する必要があります。

①サービスの内容と実施の見込み

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人				0	0	1

②利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるという国の指針を元に、コーディネーターの配置に向けた協議を進めます。

③見込量を確保するための方策

- 医療的ケアが必要な児童の実態把握を行います。
- 医療的ケア児に一定の対応ができる障がい者通所支援事業所を増やすため、事業所に研修会等の情報提供を行うなどし、医療的ケア児の受け入れの促進を図ります。

4. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

本市では、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

(1) 相談支援事業

障がいのある人や介助者(介護者)等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

◆ 設置状況及び支援状況

- 地域における相談支援の拠点である障がい者基幹相談支援センターでは、年間約 7,000 件の相談を受け、相談者と関係機関との連絡調整を図っています。また、社会福祉士や精神保健福祉士、発達障がい支援コーディネーターをセンター内に設置し、学校や事業所、地域へ派遣して、障がいへの理解促進・啓発、助言を行っています。
- 虐待の防止、成年後見制度の利用支援、入居・入所支援などの問題に横断的に対応し、相談支援をワンストップで行う「総社市権利擁護センター“しえん”」を総社市社会福祉協議会へ委託して運営しています。
- 地域自立支援協議会にそれぞれの課題に対しての情報共有や事例検討を行う部会等を設置し、関係機関が連携を図り障がい者への支援を行っています。

障がい者基幹相談支援センター

		平成 28 年度実績	
相談内容	福祉サービス利用援助	障がいや病状理解支援	健康・医療
件数	1,775	206	768
相談内容	不安・情緒	保育・教育	家族・対人関係
件数	587	550	988
相談内容	経済的な事柄	日常生活	就労
件数	426	1,734	397
相談内容	社会参加・余暇	権利擁護	その他
件数	82	97	30
合計			7,640

権利擁護センター“しえん”

	平成 28 年度実績		
相談内容	高齢者虐待	障がい者虐待	児童虐待
件数	698	133	0
相談内容	家庭内暴力	成年後見	日援事業
件数	52	1,913	11
相談内容	入院・入居	犯罪被害	法律
件数	339	1	78
相談内容	生活	その他	合計
件数	910	52	4,187

※件数には障がい者以外のケースの相談も含む。

◆ 今後の方策

- 相談支援事業については、利用者が必要なサービスを適切に受けることができるよう、更に充実、強化していく必要があります。
- 障がい者の地域移行やライフステージを通じた支援を進めていくうえで、障がい者基幹相談支援センターや権利擁護センターは中核的な役割を果たす機関として、地域自立支援協議会とも連携を図りながら、相談しやすい窓口づくり、訪問相談の充実、包括的な支援の強化、関係機関の連携強化等に取り組みます。

(2) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、市役所に手話通訳者を設置する事業を通じて、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

単位	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
人/年	143	103	30	100	110	120

手話通訳者設置事業

単位	第 4 期（実績）			第 5 期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
か所	1	1	1	1	1	1

手話奉仕員養成研修事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/年	10	15	15	15	15	15

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 意思疎通支援事業については、市福祉課に手話通訳者（市嘱託員）1名を配置し、窓口対応や各種会議への出席等に従事しているほか、手話サークルとの連絡調整など事業の中心となっています。
- 手話奉仕員の派遣事業については、養成講座修了後登録していただいた手話奉仕員（平成28年度登録者28名）を利用者からの要請で派遣していますが、平成28年度実績では年間延べ13件でした。
- 手話通訳者（平成28年度登録者5名）の派遣については、医療機関の受診、高齢者サロンなどでの手話通訳等、平成28年度年間延べ203件の利用がありました。
また、要約筆記者（平成28年度登録者2名）の派遣についても、平成30年度以降は年間10件程度を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 手話通訳者（市嘱託員）については、引き続き1名を市に配置するとともに、障がい福祉サービス申請等の相談にも対応できるよう充実を図ります。
- 手話通訳者、要約筆記者等の派遣事業については、対象となる障がい者に周知を図るとともに、医療機関等へも制度の周知を行い、支援を受けやすい環境づくりに努めます。

(3) 日常生活用具給付事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

介護・訓練支援用具

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	3	10	6	10	10	10

※平成29年度は11月末までの給付決定件数

自立生活支援用具

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	8	13	6	15	15	15

※平成29年度は11月末までの給付決定件数

在宅療養等支援用具

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	8	16	3	15	15	15

※平成29年度は11月末までの給付決定件数

情報・意思疎通支援用具

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	44	49	66	50	60	70

※平成29年度は11月末までの給付決定件数

排泄管理支援用具

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	1,467	1,475	1,560	1,500	1,550	1,600

※平成29年度は11月末までの給付決定件数

居宅生活動作補助用具

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	3	5	3	5	5	5

※平成29年度は11月末までの給付決定件数

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 情報・意思疎通支援用具の給付は、平成25年度に追加された人工内耳用電池の需要が高まるなど年々増加傾向にあります。
- 人工肛門患者のためのストマ装具や紙おむつなど、排泄管理支援用具についても引き続き増加傾向です。
- 以上のことから、本計画における平成32年度の見込量については、情報・意思疎通支援用具を年間10件増、排泄管理支援用具を年間100件増とします。

◆ 見込量を確保するための方策

- 日常生活用具の給付内容については、従来の国の支給基準に準じて定めていますが、今後、必要に応じて対象者の範囲を拡大したり新たな用具を追加したりするなどの見直しも検討します。
- 利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

（４）移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに對して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月	44	59	26	60	65	70
時間/月	162	180	194	180	195	210

※1ヶ月当たりの実利用人数(人/月)を記載。

※時間数は月あたりの平均時間数を記載。(平成29年度は10月実績まで)

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 移動支援事業については、個別の移動支援(個別支援型)として実施しており、平成29年10月末現在で103人の利用決定者がいます。
- 社会参加や余暇活動の多様化により、移動支援サービスに対するニーズは、高ま

っています。

- 従来の移動支援内容以外(児童の余暇活動等)の利用については、支給内容を慎重に検討する必要があります。

◆ 見込量を確保するための方策

- 移動支援事業については、利用目的を社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出としていますが、利用者の意見を聞きながら、対象範囲(利用内容、対象年齢等)を検討していく必要があります。
- 利用者の便宜を図るため、事業の実施を委託している市内外の事業者についての情報を収集、提供する必要もあります。
- 現在は、個別支援のみ行っていますが、グループ支援型については、安全面や人材の確保の点などからサービス提供者と協議の上、今後の実施の可能性を見極めます。

(5) 地域活動支援センター事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者(児)に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

地域活動支援センターⅠ型

単位	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
か所	1	1	1	1	1	1
人日/月	156	156	165	180	190	200

※実績は月あたりの平均延べ日数(平成29年度は10月までの実績)

地域活動支援センターⅡ型

単位	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
か所	1	1	1	1	1	1
人日/月	178	200	202	220	240	260

※実績は月あたりの平均延べ日数(平成29年度は10月までの実績)

地域活動支援センターⅢ型

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
か所	2	2	2	2	2	2
人日/月	238	274	294	330	360	390

※実績は月あたりの平均延べ日数（平成29年度は10月までの実績）

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 市内には、Ⅰ型が1か所、Ⅱ型が1か所、Ⅲ型が2か所で地域活動支援センター事業を行っています。利用者数は、横ばいですが、障がい者の社会参加の機会を確保するため、事業内容の充実が必要です。

◆ 見込量を確保するための方策

- 地域活動支援センター事業については、障がい者の日中活動の場として、各自治体において柔軟な取り組みが期待されるものです。
- 地域活動支援センターⅢ型事業については、精神に障がいのある人が主に利用しています。今後病院からの退院促進を強化していく上からも、重要な役割を果たしていくことが期待されます。
- 本事業については、安定した事業運営を図るため、引き続き委託事業として実施していきます。

（6）成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な方の権利を、成年後見人等の支援者を選ぶことで法律的に支援する制度です。成年後見制度で支援される内容は、預貯金などの管理（財産管理）と医療・介護等の手続き（身上監護）などがあります。また、成年後見人等の支援者は、本人が単独で行なってしまった契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約締結などを行なったりすることができます。

成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度の2種類があり、また、法定後見人は本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の3区分があります。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/年	0	2	1	1	1	1

※平成29年度は10月までの実績。

（７）日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

単位	第４期（実績）			第５期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
か所	39	40	39	37	38	39
日人/月	1, 215	1, 517	1, 587	1, 600	1, 630	1, 660

※実績は延べ日数の平均(平成 29 年度は 10 月までの実績)

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 日中一時支援事業については、平成 29 年 10 月末現在で 300 人の利用決定者がいますが、平成 29 年 4 月から 10 月までの月平均の実利用者は 196 人です。
- 児童の利用が増加しており、今後も伸びることが予測されるため年間延べ 30 人増とします。

◆ 見込量を確保するための方策

- 障がい児については、日中一時支援事業と放課後等デイサービス事業との役割分担を明確にし、利用者の目的に応じた適切な支給決定が必要です。
- 利用者の便宜を図るため、事業の実施を委託している市内外の事業者についての情報を障がい者基幹相談支援センターと連携を取りながら収集・提供していきます。

（８）社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。また、手話等の奉仕員の養成や自動車運転免許の取得・改造にかかる費用の一部の助成など、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
回	1	1	1	1	1	1
人/年	22	45	50	50	50	50

※平成29年度の実績は年間見込

点字・声の広報等発行事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
種類	2	2	2	2	2	2
人/年	132	127	127	127	127	127

※平成29年度の実績は年間見込

※点字・声の広報発行等事業における年間回数、のべ発行部数

自動車運転免許取得等事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	1	0	2	2	2	2

※平成29年度の実績は年間見込

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、毎年、障がい者スポーツ・レクリエーション大会を開催しています。
- 点字・声の広報等発行事業については、ボランティア団体の協力で、広報紙の点訳版及び録音版を作成しています。
- 自動車運転免許取得等事業については、自動車運転免許取得助成及び改造助成の実績件数から毎年2件ずつ見込んでいます。
- これらの事業を継続実施することとし、本計画における見込量については、ほぼ例年どおりとします。

◆ 見込量を確保するための方策

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、引き続き年1回スポーツ大会を開催します。また、県のスポーツ大会についても周知し、社会参加機会の増進を図ります。
- 点字・声の広報等発行事業については、ボランティアグループの協力が不可欠なものとなっており、ボランティア募集の広報などを通して、活動を支援していくことが必要です。

（９）訪問入浴サービス事業

在宅で身体の障がいの理由で臥床している重度身体障がいの方に、入浴の機会を提供し、身体の清潔と健康の維持を図るため、居室内に浴槽等を搬入して入浴サービスを実施するものです。

単位	第４期（実績）			第５期（見込み）		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
か所	2	2	2	2	2	2
人/年	4	4	4	5	5	5

※平成 29 年度は 11 月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 訪問入浴サービス事業については、平成 20 年度から実施しています。週 1～2 回の利用で、平成 29 年 10 月末現在で 4 名の利用があります。
- 本計画においては、現在の利用者数をもとに 1 名増員を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 訪問入浴サービス事業は、介護保険サービスにも同様のサービスがありますが、地域生活支援事業においても、サービスを必要とする方のために、事業を継続していきます。

第9章 計画の推進体制